

# 桐朋学園大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

本学は、研究費の不正使用を誘発する要因を可能な限り取り除き、抑止機能が有効に働く体制を整備し、健全な研究環境を作るため、以下のとおり研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

## 1. 機関内の責任体系の明確化

学長は、最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。また、理事は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。さらに学部長は、コンプライアンス推進責任者として各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負います。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、周知します。また、全専任教員、公的研究費による研究活動に関わる教員や関係職員にコンプライアンス教育を確実に実施し、加えて定期的な啓発活動を行うことにより不正使用防止対策に関する関係者の意識を向上させ、抑止力を備えた研究環境を構築します。コンプライアンス教育受講後には誓約書の提出を求めます。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学で想定される不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、関係者間で連携して実効性のある対策を実施します。なお、不正防止計画は、監事の意見も踏まえつつ、より効果的な不正防止活動の実施に努めます。

## 4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、一定金額（3万円）以上の物品等の発注及び納品時の検収を事務局が実施します。また、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等を含む処分を科します。また、3万円未満の物品であって教員が自ら発注した物品等についても、公的研究費で購入したものについては、その執行方法について抜き取りで検査を行います。

## 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルール等についての相談や不正使用等に関する告発を受け付ける窓口（事務局：管理グループ総務チーム）を設置します。

## 6. モニタリングの実施

公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリング体制を整備します。内部監査においては、監査対象を無作為に抽出することによる監査に加え、不正が発生するリスクを考慮したリスクアプローチ監査を行います。

## 7. その他

最高管理責任者は、環境の変化に応じて、この基本方針を恒常的に見直します。